No	体系	意見	意見に対する考え方
1	総論	いものであるのか、不適切なものであるのか判断しかねている。 例えば知的障害者家族が、今後の家族の高齢化や親亡き後の生活に93.3パーセントの不安をもつ	具体的な事業については、計画に掲載する予定である。 また、これまでも計画の進捗状況の確認や事業の 実施にあたり、アンケートや聴き取り調査等を行って きたところであり、いただいたご意見については、計 画のみならず、今後の施策の推進の参考としてまい りたい。
2	総論	化していくか。また、その過程を分かりやすく提示できるかだと思う。本計画(中間案)においては、それ	具体的な事業等についても、計画に掲載する予定である。 また、計画の進捗状況の把握、評価等を行いながら、実効性を確保してまいりたい。
3	総論	本計画の中で当事者主体であることをもっと強調した方が良いのではないだろうか。	障害のある方が主体であるとの考えの下、計画策 定作業を進めてたところであり、今後の施策推進に あたっても同様の考えで臨んでまいりたい。
4	総論	計画自体はすばらしいものと思う。財政的に大丈夫かなと若干の心配はあります。国との関係もあり適切と云うべきであろう。 法律や計画の説明が p10~26(p4にイメージあり)にある。業務にたずさわっている一部の人を除き、多方面にわたるために理解がむずかしいのではないか。 ふり仮名、知的障害者の為であろうが、そもそも内容の理解はむずかしいのではないか。 現状の説明(p6~9)簡単にしてよかったと思う。こういう図表等は一般的には関心がもたれないであろう。	を推進してまいりたい。
5	総論	地方で障害者保健福祉計画を出すのはよいことである。 あとは、計画の中身が1つでも多く実行できるようにしてほしい。 計画を作成してくださったことに、感謝の意を表す。	ご意見いただき感謝申し上げる。今後も計画に基づき施策を推進してまいりたい。

		[貝介 4]
No 体系	意見	意見に対する考え方
6総論	私は17年間、障がい者当事者運動をしてきた。活動を始めた当初から、私たちの理念である「どんなに障がいが重くても、地域で生き生きとした生活ができる社会をつくる」ことを目指し運動や事業を続けている。私たちの理念を実現するために、大切なものの1つとして「地域移行」という施策がある。この施策によって地域で生活する障がい者が増えなければ、真のノーマライゼーション社会はできないと私どもは考える。私たちは入所施設は「地域」と考えない。もちろん色んな理由で、その中には地域福祉の未熟さや福祉制度の未整備さなどもあるが、「施設に入らざるを得ない人」はいるだろうから、入所施設を全否定する気はない。しかし入所施設はできるだけ少なくしていかなければならない。浅野前宮城県知事が唱えて以来、「地域移行」「脱施設」「施設解体」という言葉が当たり前に使われるようになった。もちろん仙台市においても障がい福祉計画の中に「地域移行」という言葉が出てくる。しかし今まで具体的な施策がいっこうに見えて来ない。2011年3月11日、東日本大震災が起きて以来、私たちの「日常」が変わった。団体を立ち上げて今まで活動してきて、ひしひしと感じたのは地域生活の支援する基盤が圧倒的に弱いということだ。このままの施策を続けていては、いつまでたっても、仙台市は入所施設中心の社会であり続けると思う。そこで私案ではあるが、私なりに自立生活センターの、ある方が考えた提言をもとに考えてみた。仙台市が障がい者にとって住みやすい街になるように、お互い「協働」していきたいものである。	
7 現状	しまう印象も受けてしまった。	
	には、地域住民の理解が必須である。かつて、障害者は、地域でなく、山奥の施設で暮らしていた。つまり、社会は障害者を収容していた。1998年の社会福祉基礎構造改革以降、施設中心から地域中心	

No	体系	意見	意見に対する考え方
			ご意見を参考に、市民が相互に交流し、障害者への 理解が深まる機会の充実に努めてまいりたい。
		2011年度は大震災のため取り組むことができなかったが、団体として4月2日からの一週間の間に、 啓発企画に取り組んでいる。 仙台市として独自の啓発の取り組みを行うこと、あるいは当事者団体と連携した取り組みを具体化して	障害者施策の推進のためには市民協働による取組みが不可欠であり、障害者施策の推進にご協力いただき感謝申し上げる。今後とも、本市はもとより各主体独自の取組みや連携による取り組み等により障害者理解の推進に努めてまいりたい。
		最新のもので29%となっているが、常に知的障害を持つ方と一緒に地域での活動をする立場から見ると、特に初めて行った場所、店舗、施設など(知的障害者に始めて接することになる)で周りから人が居なくなることや、知的障害者が暮らすケアホームなどに対して近隣の住人が過剰に意識した行動や反応を示すなどのことが日常的に感じられるのが現状である。 一般の社会生活をされている方にとって、特段に障害者と接する機会を持っている人(バス停で時々会うなどを含め)を除き、障害について理解する機会を日常の中で得ることはできないのが現実であ	基礎調査については、計約6700人(身体障害者本人、知的障害者本人、知的障害者の家族、心身障害児の家族、精神障害者本人(通院)、精神障害者本人(入院)、精神障害者の家族、難病患者本人、発達障害(児)者の家族、市民)へのアンケート調査と、関係団体36団体への聴き取り調査により実施した。 障害者の理解促進には様々な方と共に取り組むことが重要であり、ご意見を参考に、地域における理解の促進に努めてまいりたい。
		市民理解の促進について 特に、知的障害者のケアホーム、グループホームへの理解を促進してほしい。 現状では、地域の理解が得られず設置できない状況が多く、地域での住まいの場の確保に支障が出 ている。見込み量の確保の為にも、早急に理解を得る必要がある。	障害のある方の理解促進は、ケアホーム、グループホームをはじめ様々な障害福祉サービスの充実に欠かせないものと考えており、引き続き理解の促進に努めてまいりたい。

No	体系	意見	意見に対する考え方
		の促進については、不足部分が見受けられると思った。障害の有無にかかわらず誰もが集い、交流で	障害のある方ない方も、互いに尊重しあうことが施 策推進の基礎となると認識している。 普通学級で障害の有無に関係なく共に学校生活を 送るための各種施策を展開しているところである。 引き続き、理解促進に努めてまいりたい。
			に関係なく共に学校生活を送るための各種施策を
		基本方針「自立に向けた市民理解の促進と権利擁護の促進」について 促進するための事業やイベントなどを市民全体に知り渡るような普及啓発活動を行ってほしい。震災 時には障害者が避難所等で偏見を受けたりでストレスを感じたり、視覚障害者は避難の際に戸惑った ことが想定されるだろう。したがって、障害者に対する理解が重要であると考える。住民にどう問題意識 を持たせるのか、どう地域に広めていくのかがキーワードになるのではないか。	ご意見を参考に、普及啓発の推進に努めてまいりたい。 震災時における対応については課題と考えており、 関係部局が連携して災害時要援護者に対する支援 のあり方について検討しているところである。
	理解促進• 権利擁護	多様な媒体や機会を通して、とあるが具体的にどのような媒体や機会を利用するのか、具体的にしてほしい。 今までもこのような啓発活動を行っていたのかもしれないが、なかなかこのような活動の情報は耳に 入ってこなかった。 障害について集会を開いても、結局は興味のある人しか参加しないと思うので、例えば、小学校を利用 して親子一緒に障害への理解を深めるなど開催に気を掛けた方がいいと思う。	12月の障害者週間に合わせて仙台市福祉プラザにて開催される福祉まつり「ウェルフェア」をはじめ、「ピュアハーツ・アート展」、「とっておきの音楽祭」等、行政、障害者団体などによる取り組みが行われているが、ご意見も参考に、より多くの市民に対する周知に努め、障害理解の向上につなげてまいりたい。

	ル エ	意見	キロレリナフカ ラナ
No	体系		意見に対する考え方
	権利擁護	障害者に対する理解の程度について 1. 障害のある方に対する差別や理解の状況について、平成18年度と平成22年度の障害者等保健福祉基礎調査の比較を見て、回答に大きな変化が見られなかったという結果が出ていた。そのため、障害の理解を図るための働きかけが必要であることが言えると思う。計画内には、障害の理解を図るための働きかけとして、具体的な内容を記載することが必要となるのではないかと感じる。 2. これらの計画そのものを知っている人はどの程度いるのかという疑問を持った。福祉従事者や障害者、福祉を学ぶ学生及び教師は、計画の存在を理解していることと思うが、その他の人々は計画を知っているのであろうか?計画を知ってもらうための宣伝活動が必要であると思う。 3. 計画には当事者の意見を取り入れることとされているが、今回のパブリックコメントを当事者が書く上で、どのような工夫をされているのかが気になったことである。 これらの計画を基に、仙台市の障害者自身がその人らしくより良い生活を送ることが出来るよう、又、全ての仙台市民がその人らしい生活が送られるよう、仙台市の福祉の向上が現実となって欲しいと願っている。	1. 具体的な事業については別途計画に掲載する予定である。 2. 今回のパブリックコメントをはじめ、市政出前講座やホームページへの掲載など様々な機会を通し、計画の周知に努めてまいりたい。 3. ふりがな付きの中間案の作成、市政だよりでの周知、ホームページへの掲載、市民センター等の公共施設や障害のある方が利用される市などの各窓口、各障害福祉サービス事業所・施設などでの配布・閲覧、障害者団体への郵送等によりパブリックコメント募集を行ったところである。
		中間案に関し、これが全て実現できるのであれば素晴らしいことだと思うが、計画されているものと現状を比べてみると疑問を感じざるを得ない部分がある。例えば「障害の重度化・多様化への対応の強化」に関し、重度の方に限らず、障害のある方が地域生活をしていくためのサービスは不足していると感じる。行き場所が無く、相談しても即対応してもらえない等の意見を聞くことも有り、必ずしも充実しているとは言い難い。 障害のある方が地域生活をするためには、どのような支援を必要とするのか、施設から出て地域で生活することは本人にとってどれほどの意味のあることなのか、ということを家族や地域住民に理解してもらうことが大事なのではと思われる。そのために町内会など地域での集まりを通し、福祉に関しての勉強会などの実施や、小・中・高等学校等で子供たちが障害のある方と触れ合う機会など、地道に行うことが重要であると思われる。	ご意見を参考に、引き続き障害者理解に向けた取り 組みを進め、障害者施策のより一層の推進に努め てまいりたい。
	理解促進• 権利擁護 現状	「現状・計画の進捗等 1障害者を取り巻く現状及び課題」に、障害のある方に対する差別や理解の状況について、平成18年と平成22年度の障害者保健福祉基礎調査の比較では障害のある方への理解が深まったという回答に大きな変化はみられなかったとある。そして「施策の展開 基本方針1」には、相互理解と交流の促進で、障害の有無にかかわらず誰もが集い、交流できるイベント等を開催し、障害のある方に対する理解や関心が深められるよう努めます。とあるが、実際にそのようなイベントを開催した場合、どれくらいの一般の方の参加があるのか疑問に思った。障害のある方に偏見をもっているような人は、そのようなイベントが開催されていても参加しようという気持ちにはならないと思う。だから、障害のある方が、地域などで開かれるイベントに出向いて交流を図るような場を多く設ければ良いのではないかと思った。	ご意見を参考に、地域などのイベントに障害のある 方が積極的に参加できるよう努めてまいりたい。

No 体系	意見	意見に対する考え方
20 理解促進 権利擁護 現状	平成18年度と平成22年度の障害者等保健福祉基礎調査の比較において、障害のある方への理解が深まったとする回答には大きな変化が見られず、障害のある方への理解が深まってきたという回答が圧倒的に少なかった。その原因のひとつとして、障害のある方と地域住民との関わりが少ないからではないのかと思った。地域で暮らす人々が「障害」に対する偏見をなくし、理解を深める為に地域住民全体が参加できる活動(例えば地域住民誰もが参加できる運動会、バザー等)や、小・中学校等と施設の利用者との定期的な交流活動の企画などを行う。また、そうした活動があるということを地域住民へ積極的に発信していく事が重要なのではないかと感じた。実際、小・中学校時代にそういった交流の場があるのかすら分からなかったという事もあり、子供から大人まで、その地域に住む人々誰もが交流できる場・機会を作り、そうしたものがあるのだという事をまずは知ってもらう事が大切なのではないのかと思った。その為に、人が集まる場所(スーパーや公園など)等に行事のお知らせのポスターを貼ったり、直接地域にある学校や団体、会社などに出向いて「こういった企画がある」ということを伝えたりすることで、そうした行事等を知り参加してもらうことで理解が深まっていくのではないのかと考えた。	ご意見を参考に、障害者の理解の促進のためには 様々な機会において障害のある方との交流や情報 発信がとても大切であると認識しており、今後も障害 者理解の促進に取り組んでまいりたい。
権利擁護	私達の殆どが、幼い頃から、「他人の役に立つ人間になりなさい」と言われ育ってきたことだろう。人は、一人では生きていけないため。「他人と一緒にいたい」「他人と繋がっていたい」等と感じるのかもしれないと私は思う。これは、人間として当たり前の欲求であるように感じる。しかし、生まれつき障害があったり、中途障害(人生の途中で生涯を負う)になると、人は少なからず社会から遠ざけられるように感じてしまう。残念なことであるが、障害者に対して社会が、良いイメージを持っていない。テレビ等のメディアで障害を取り上げる番組も少ない。そのため、障害者に対する差別・偏見が現在でも根強く感じる。去年の3月11日に起こった東日本大震災の影響で、障害者が解雇されている割合も高いことも挙げられている。その一方で、国は福祉的就労から一般就労に移行させようとしている。日本国憲法第27条に「勤労の義務」が定められている。つまり、働くことは人間の基本なのである。人は働くことにより、社会と繋がる、年金を納めることで社会の役に立とうとしている。近年、徐徐にではあるが、障害者も雇用されるようになりつつある。国が法定雇用率を設けたためである。56人に1人の割合で障害者が雇用されなければいけない。大企業ほど障害者を雇用している。身体障害者、知的障害者、精神障害者の順で雇用率が高くなっている。精神障害者は、「疾病と障害の併存」である。体調が整わないことが多いため、就職に結びつきにくい。しかし、障害者であっても、働けるのである。障害者が働きやすいのか、どのような時に体調が悪くなるのか等を、企業に伝える責任がある。国が福祉的就労から一般就労へ移行しようとしているため、ジョブコーチは、そ後益々必要になると私は思う。障害者が上手く職場に適応できるために、どのように働きかけていくのかが今後の課題になってくるだろう。	障害者の理解、就労の促進は重要な課題であると 認識しており、ご意見については今後の施策推進の 参考としてまいりたい。

No	体系	意見	意見に対する考え方
22			ご意見を参考に、啓発に努め、障害理解を促進して
	権利擁護 精神障害	精神障害をもつ方に対しての差別や偏見が強いように感じている。8ページに「障害を理由とする差別 等の解消と、社会を構成する一員としての権利擁護とその推進が一層必要となってくる」と書かれてい	まいりたい。 特に精神障害のある方については、重点プロジェク
			トとして一層の理解促進を図ってまいりたいと考えて
	策		いる。
		ないし、市民全員が障害や疾病について理解を示すということにも正直、時間もかかることであろう。し	
		かし、現在の障害に対する理解は一部の人達しか理解されていないように思える。実際に私の身近に	
		おいても理解されていないことが多く、障害のある方に対して心無い言動をしていた人を見かけたことがあり、まだ無くなることのない差別や偏見に心が痛くなった。周囲の人達に少しでも理解を得てもらう	
		ためには、何らかの形での情報提供が必要だと思います。例えばの話ですが、県政だよりや各市町村	
		に配布される広報誌にミニコーナーを作り、障害や疾病についての説明を書いてみたり、誰もが発病す	
		る可能性のある生活習慣病についての説明も加えてみることも少しでも理解を得ることにつながるので	
		はないかと思った。障害を理解することについての講演会が開催されることもあるが、全員が参加できる機会も多くはないと思うし、身近なもので目を通せることができたらまた違ってくるのではと感じる。	
		で版立しずればないに応りし、対応なりので自己通色でにこれできたっちに建りているのではに応じる。	
23	理解促准•	 地域の権利擁護センターの設立について	 ご意見を参考に、障害のある方の権利擁護、虐待
20			防止に努めてまいりたい。
		らの目が入りにくい、一人暮らしや家庭内で権利侵害が起こる可能性があるためである。そこで本事業	
		では、当事者が運営する相談支援事業所に権利擁護センターを併設することとする。これは、権利条	
		約の趣旨に沿って作られる差別禁止条例に基づく、地域権利侵害調停機関と同種のものである。 また、虐待防止センターを各区に設置し、虐待の防止に努める。	

No	体系	意見	意見に対する考え方
24		地域生活移行の整備について 1. マンツーマンによる一貫した職員体制を保障した全障がいの地域生活移行の整備特に、精神障がい者や知的障がい者にとっては、同じ職員がマンツーマンで一貫して関わり、信頼関係が確立した中でこそ、安心して相談できるようになる。このような相談の場を設定し、本人のニーズを十分に引き出すための体制づくりが重要である。そして、ある時期までは、この担当職員が徹底的に関わり、当事者性を十分に引き出すことが必要である。そして、ある時期までは、この担当職員が徹底的に関わり、当事者性を十分に引き出すことが必要である。そのようなことをするためには、今ある「障がい者福祉センター」の自立支援や相談支援を強化した、地域生活移行センターが必要である。全障がいを総合して、継続的な地域生活を支援するために、地域生活移行センターを核として、24時間体制で相談に応じられる職員配置を確保する。そのうち、当事者相談支援員を過半数とし、ピアカウンセラーを必須の配置とする。また、代表、事務局長、運営委員の過半数は障がい者であることを義務とし、当事者主導の体制を構築する。ここでは、身体障がい、知的障がい、精神障がい者であり、日常的な生活支援相談を必要とする者を対象とする。 2. 障がい者の相談支援 介助が日常的に必要な障がい者の中にも、ヘルパーだけではなく、常時相談支援を必要とする者が少なくない。しかし実際には、介助サービス組織や作業所、特別支援学校によるマンパワー的な支援で、何とか生活してきたが、これでは、家族や支援者の精神的な負担が重すぎる。支援者の燃え尽きや、同様の支援が継続して受けられなくなる恐れもあり、地域生活が継続できなくなる者が出てくる。そこで、このような状況にある障がい者が、常時、安心して地域での相談支援を受けて暮らすことを目的とする。	相談支援の機能強化など、障害のある方が安心して住みなれた地域で生活できるよう、体制づくりに努めてまいりたい。
25		地域の生活支援の相談窓口に、発達障害のある人を支援できる専門性をもつ人を配置していただきたい。	専門相談機関が機能を発揮するとともに、自閉症児 者相談支援センターの整備など、身近な相談機関 の連携体制の充実に努めてまいりたい。
26		是非、各区に自立支援協議会を設置していただき、一人ひとりのニーズに即したサービス確保の為の 相談支援事業の強化を図っていただきたい。	仙台市障害者自立支援協議会を中心として、設置 に向けた検討を進めていく予定である。
27		相談支援事業については、この6年間盛んに相談支援の再編強化が取り沙汰されてきた割に、何一つ変わっていない印象が正直なところ。その間、国の制度変更に伴って三障害の統合などが行われたが、仙台市における相談支援事業の『しょうがい種別における格差』は厳然として残っており委託費にもそれが如実に表れている。全国的に見ても仙台市の『従来通りの委託仕様』は遅れていると言わざるを得ず、早急な改善を望む。	仙台市障害者自立支援協議会を中心として、相談 支援体制の検討を進めているところであり、いただ いた意見も参考に、引き続き、相談支援体制の強化 に努めてまいりたい。
28		が、北部アーチルの専門機関としての、民間相談支援事業所や各障害福祉サービス事業所との連携スタンスを見ている限り、不安感は拭えない。少なくとも民間相談支援事業所へ丸投げすることの無い	北部及び南部発達相談支援センターが機能を十分 に発揮しながら、より身近な相談機関と連携し、障害 のある方やそのご家族への支援の充実を図ってま いりたい。

		本日	
No	体系	<mark>意見</mark>	意見に対する考え方
		必要だと感じる。	平成24年1月に南部発達相談支援センターを太白 区長町南に開設し、2館体制がスタートしたところで ある。ご意見も参考に、身近な相談機関との連携を 図り、相談機能の強化に努めてまいりたい。
30	相談支援	相談支援体制の強化について 具体的にどのような相談支援を行うのか知りたいと思った。障害者とその家族が利用しやすいサービスを作るだけでなく、それらを地域を通して市民にも発信することが必要だと思う。地域ごとの体制を見直し、障害者の生活に寄り添ったサービスが提供できればよいと思った。生活環境の変化は、精神的にストレスや不安を引き起こすため、より生活に密着した支援が求められるので、地域での支援体制について日頃から検証しつつ、見直し・改善を行うことが求められると思う。そして、それらを継続的に行うことで、災害などの緊急時にも適切に対応できると思う。障害者とその家族だけに限らず、市民全員が市で行われている福祉分野の活動を知り活用していくことで、障害の有無に関わらずより暮らしやすい環境が作られるのではないかと思った。	ご意見は、今後の施策の参考とさせていただきたい。
31	相談支援	青葉障害者福祉センター設立、更生相談所の機能拡充の検討、最近では南部アーチルの開設等、機能充実化に向けた方針には非常に期待をしている。ただし各機関には、障害者の窓口として、頼りになるべき存在であってほしいものの、最近は業務的で愛がなくなったと、障害者の保護者から話を聞くことがあった。例えばアーチルについて、玄関を開けても誰もあいさつをしない、デスクに向かったまま顔をあげない等の対応で、非常にショックを受けているそうである。包丁を持った人が入ってきても絶対に気づかないだろうとのこと。自分の子どもが障害を持っていることを認めることは、若い親の心理として非常につらいことであり、それを乗り越え、または受け入れようと、勇気を出してアーチルの玄関を開ける方々も少なくはないはずである。ましては、相談役であり、専門家である。そのような皆さんが温かみのない対応であれば、この先に待っている自分の子の将来、社会には決して前向きにはなれないのではないか。今回の意見として提出するにはふさわしくはないのかもしれないし、アーチルの業務多忙は存じてもおり、新規増設も喜ばしいが、今一度、仙台市として各機関のニーズや重要さをそれら職員に示し、自分たちの役割、必要性、影響力を再認識させていただければと思う。やはり、どんなに福祉が発展しても、障害者本人、家族らは弱い立場にあることを感じるものである。そのような方々から頼りにされていることを理解していただければと思う。	
	相談支援 現状	現状・計画の進捗等について 「障害者手帳を保持していないものの支援の必要がある方の実態把握は困難な面もある」とあった が、範囲の拡大と大規模な施策だけでは緩和できないのではないか。支援の必要性がある人を即急 に見つけ出すためには近隣住民等、町内での協力性が必要だと考える。市が管轄し、市町村へと定期 的な訪問や集い等、潜在化している人を表面化するといったきっかけづくりが必要ではないか。	本人からの相談に加え、地域住民や民生委員、学校等の教育現場からの相談などが区の障害者総合相談窓口をはじめとした各相談窓口に寄せられており、これらの情報などから支援を要する方の把握に努めてまいりたい。また、市民の障害に関する理解促進に努め、地域における支えあいの体制作りを進めてまいりたい。

No	体系	意見	意見に対する考え方
33		放課後児童デイサービスについて 「政令指定都市独自の施策」といいながら最低限であるはずの障害者自立支援法(週5日の利用)さえも下回る。仙台市では1か月10日間の利用のみ。訪問介護などが併用可能としても、放課後児童デイサービスを最低限の週5日保証した上でその他のサービスをつけくわえるべき。 障害児を持つ親は仕事をやめろということなのか。障害児を持つ親は自宅で子供の面倒を見ていろということなのか。 健常児は児童館等で仕事の間預かってもらうことができるのに、障害児を持つ親はフルタイムで働くこともできない現状。 障害を持つわが子がこの先成人して自立した生活ができるかさえ分からないのだから、せめて子供が就学している期間は安心して子供を預けて働けるようにしてほしい。	放課後等デイサービスについては、利用拡大の実
	障害児支 援	障害児への支援の充実における放課後デイサービスについて 私は年末に、実際に発達障害児が主の対象となっている放課後デイサービスでボランティアをさせて いただいた。そこはやはり需要があることもあり、子どもの数に対して職員の数が足りず、私たちのよう なボランティアが募集されていた。障害を抱える子どもの親のレスパイトということを考えても、放課後 デイサービスは必須事業であるといえる。マンパワーを含んだ調整・整備を行い、今ある放課後デイ サービスがパンクしないように、早急に対応していただいたいと考える。	平成24年度より、障害者自立支援法による児童デイサービスは児童福祉法による放課後等デイサービスによる事業となる。同法に基づく基準により適切な運営がなされるよう努めてまいりたい。また、ご意見も参考に、事業の充実に努めてまいりたい。
	障害児支 援	児童デイサービスについて 「家族支援を含めて行うことが望ましい」としていることを歓迎している。ぜひ実現してほしい。 平均利用日数を 7.6日/月 として計画しているようであるが、現在サービスを提供している事業所は、従来の10日/月の制限を撤廃するよう求めている。平均利用日数は増やしてほしい。 放課後ケアネットワークの提言を反映してほしい。放課後ケアネットワークの提言作成にあたって団体として参加した。ぜひ提言を反映していただきたいと願っている。	放課後等デイサービスについては、利用拡大の実施に向けた検討中である。
	障害児支 援	統合保育について 障害児の統合保育を保育所対象者のみに限定しているが、保育園と幼稚園の統合が進む時代の流れに合っていない。 幼稚園でも統合保育枠を設け、障害を持つ子供を受け入れるようにすべき。幼稚園への通園を考えていても、1人の先生が30人の子供を見るような状態では、障害児を持つ親が幼稚園に通わせることをあきらめなければならない。 フルタイムで働いていない親にも統合枠で加配を受け、障害のある子供を安心して預けられる環境を用意すべき。 小学校就学前は、親に働けといい、小学校に入学すると、親は働くなという。全く矛盾する制度であることは明らかである。 以上現行制度の改善を求める。	

No 4	本系	意見	意見に対する考え方
37 障害		重点プロジェクト2ー(2)「就学前の療育体制を強化していきます」は具体的にどのようになるであろうか。 今の希望としては、障害児といって早々に隔離するのではなく、専門の機関と連携しながら普通の社会の中で過ごせる策であってほしいと思っている。 現在4月入所での保育所申請をしているが、それも自分が仕事を辞めるより、保育所という社会に早期に関わることが息子のためになるはずとの思いがある。 現時点でお願いしたいことが2点ある。 1. 認可保育所の統合保育について、保育所の制限を撤廃していただきたい。現状3才未満児の統合保育は公立保育所でと言われている。しかし、公立保育所の数は限られ、今後も民間への移行がすすむとのこと。であれば公立保育所の制限は撤廃していただきたいと思う。 2. アーチルでの療育グループについて、保育所との併用を認めていただきたい。アーチルと出会い相談でき、いちごマシュマログループに参加できたのが1月。しかし保育所に入ると現状ではグループに参加できず3月で終了となると言われた。グループ活動は月2回。勤務先と調整してでも定期的にアーチルに行け、同じ境遇の仲間と交流できるグループ活動には参加したいと思っている。 今後また子育てをしていく中で感じる点も出てくると思うがその時はまたこのように声を届けさせていただけたら幸いである。	い。

No	体系	意見	意見に対する考え方
38		グレーゾーンの子供を小学校に通わせている。加配やちょっとした配慮をお願いしてきたが、とにかくできないの一点張りであった。今現在のこの状態で、どのように推進するのか? 総に描いた餅さながらで冷笑してしまった。現実的に不可能なことが多すぎるからである。障害者は障害者手帳を持つてる人間だけではない。グレーゾーンの為に苦しんでる子どもたちや大人の方々はたくさんいらっしゃるはずである。 学校側の言い分としては、他にも手のかかる児童がいてそこまで配慮はできない、きちんとした対応を望むなら特別支援に入れるように言われている。しかし、グレーゾーンの子供には障害者手帳があるわけでもなく将来障害者年金がもらえるわけではない。ここで特別支援に入れたらそのまま障害児扱いのまま義務教育を終えさせられ、いきなり通常に社会人として社会に放り出されてしまうのである。散々障害児としてあつかっておきながら、ある日明日から社会人になりなさいと言われてもできるわけがない。グレーゾーンの子どもをもつ親として提案したいことがある。以前、テレビでイギリスの教育についての番組があった。発達障害に限らず、学習に遅れのある子やコミュニケーションの難しい子をサポートするためのボランティアが学校に数十人ほど常駐していた。勉強がわからない子やコミュニケーションが難しい子をサポートする為にボランティアがおり、先生の手が回りにくい場合でも子どもがサポートを受けられる。授業中のみならず、体み時間や放課後もである。当然だが、誰でもいいわけではない。人間性や知性も含めてふさわしくない方にはお願いするわけにいかないだう。専門知識を持った人たちから講習を受け、ある一定のレベルの方にボランティアもしくは仕事として提供できるシステムが必要と考えている。それに関しては規制だらけで一般人には出来かねるため、是非とも行政レベルで実行して頂きたい。本気で言わないのだから子どもも言う事なんぞ聞くわけもない。学校は勉強を教えるだけであろうか?ちょっと手助けの必要な子供はそんなに邪魔なのか? 散だら見ても明らかに障害者とかかる人たちだけではない。おんぶに抱つこではなくても、少々手切りのか?教育委員会にも就学時に話をしたが、学校にしてもらうようにとのことであった。しい、学校ではまったくと言って良いほどこちらの要望は通っていない。教師の言い訳は聞きあきた。このメールを読んだらすぐにでも対策に取り掛かり、学校教育の中で特別支援教室以外の生徒にも必要な手助けができる仕組みを作ってほしい。今から出来でもすでに手遅れであるが、これから同じような境遇の子どもは増えてくるはずである。早急に対策を講じるよう意見させていただく。	障害の有無にかかわらず、児童生徒一人一人の教育的二一ズに応じた適切な教育を行うことは極めて重要なことと考えている。学校においては、指導方法や指導体制を工夫改善しており、ご意見にあったボランティア等によるサポートも、各学校の実情に応じて取り組んでいるところである。今後も個に応じた指導の充実を図るための取り組みを進めてまいりたい。
	障害児支 援	放課後の支援体制 障害児への支援の充実については、放課後等デイサービスなどによって放課後の居場所づくりを進めていくとしている。それと同時に必要なのが『福祉と教育の連携』ではないか。これまでにも何度も語られながら実現されていないが、放課後や長期休暇時の支援体制についてはしょうがいのない子と同様、教育分野での努力も必要ではないのか。放課後や長期休暇時の学校開放・受け入れなど、仙台市における計画の中に具体的な文言が必要だと感じる。	福祉と教育の連携の強化については課題であると 考えており、引き続きその充実に向けた検討を進め てまいりたい。

No	体系	意見	意見に対する考え方
40	11.41.4	障害児への支援の充実について 「放課後等デイサービスなどの放課後の居場所づくりを推進するなど、障害のある子どもとその家族への支援の充実を図る」とあったが、障害のある子供だけでなく、子供を支える家族の支援も同じように重要だと思う。障害のある子供をもつ親として悩んだり、子供の今後の生活の不安など一人で抱え込んでしまうこともあるかもしれない。そのようなときに、気軽に相談できる場が必要である。相談機関はさまざまあるかもしれませんが、気軽に相談できるのか?と思うことがある。相談機関があることはありがたいことで、あくまでもイメージだがどこか少し堅いような感じがしてしまう。また、子供に対しての支援では放課後に居場所を作ることには賛成。障害をもつ子供を抱える親たちの思いを読んだことがあるが、やはり学校と自宅の行き来だけで終わってしまうことが多く、放課後に子供の過ごせる時間がほしいと話していた方もいらっしゃった。放課後には友達と遊んだり、他の学年の子供たちとも交流できる時間である。学校で学ぶだけでなく、同年代の子供たちと交流できる時間も成長する過程で必要だと思うからである。	南部発達相談支援センターを新たに設置するなど 専門相談機関を充実したところである。各障害者相 談支援事業所などが、これまで以上に多様な障害 に相談できるよう相談支援体制の充実を図り、ご家 族の相談に適切に応じてまいりたい。また、ご意見 も参考とし、障害児の放課後の居場所づくりを進め てまいりたい。
41	障害特性	個別の介助体制の整備について 居宅サービスと移動介助サービスを精神障がい者、知的障がい者にも大幅に適応し、地域生活支援 に柔軟に対応する。知的障がい者で介助者との同居を求める人には、その費用を負担する。グループ ホーム、通過型体験室においても個別の介助サービスを提供する。	障害者自立支援法の自立支援給付により、適切なサービスの提供に努めると共に、(仮称)障害者総合福祉法の動向に注視してまいりたい。
42	障害特性	基本方針2(1)障害特性等に対応した支援について 高齢の知的障害者も対象にしていただきたい。 知的障害者の高齢化も進んでおり、現状の福祉サービスでは、安心して生活できなくなることが予想される。早期に取り組んでいただきたいと思う。	障害のある方の高齢化への対応については課題であると認識しており、関係部局と連携しながら、障害のある方が安心して地域で生活できるよう、引き続き検討してまいりたい。
43	障害特性	障害の特性上、ライフステージに応じた切れ目のない支援が必要だと言われている。保健、福祉、医療、企業等の連携が重要との観点から具体的な対策はあるかどうか。特に、地域の医師やリハビリなど、障害者に対応可能な人的資源の開発を市が主体的に行ってほしい。	多様な分野の連携の必要性を認識しており、関係者 のより一層の協力を得ながら人材の育成に努めて まいりたい。
44	障害特性	発達障害者支援について、最近は四十代以上になって初めて発達障害と診断されるケースも増えてきている。引きこもりと同様に当事者の高齢化も進んできているので支援の充実をはかる必要が出てきているように思われる。	
45	環境整備	障害児が成人になっても親元を離れることができないといった実態をよく耳にするが、そのための打開策などは具体的にあるのだろうか。また、当事者のその家族への働きかけとして、障害への正しい知識の獲得やピアカウンセリング、自助グループの提供を行った方が良いのではないか。	ご意見を参考としながら、障害のある方の自立に向けた支援の充実を図ってまいりたい。

	面目中阵日日体促出面11日4(11日本/12月)。01日及心儿(201	
No 体系	意見	意見に対する考え方
46 環境整備	長期に亙る計画をたて様々な課題に取り組んで下さり、心強い限りである。 私達の要望は、障害者とその家族の高齢化が進んでいるからこそ、安心して地域で生活出来る環境を ということで「高齢者ホーム」を作ってほしい。 ぜひ障害者の為の「高齢者ホーム」施設を企画立案実施していただきたい。署名活動をしようとの声が あがった。障害者が孤立しない、安心安全な生活、共生出来る施設を作る為に共に知恵と力を出し あってゆきたい。 この緊急性、重要性を認めてほしいと願う。	障害のある方の高齢化については、住まいの場を 含めて課題であると認識しており、関係部局と連携 しながら、引き続き施策の推進に努めてまいりたい。
47 環境整備	生活を体験しながら最終的には地域移行を進めるための支援を行う。運営は地域生活移行支援センターが行う。行政は、家賃と運営費補助、住宅改造費補助を行うほか、体験期間中の介助加算を実施する。各、通過型体験室には、障がい特性に合った当事者職員が必要である。またいずれも、24時間体制を保障するためのコーディネーターを配置する。	ご意見を参考に、今後の施策の推進に努めてまいりたい。
	1 バリアフリータイプ通過型体験室 ・体制:当事者相談員(常勤)1名 コーディネーター (常勤)1名 ・対象者:重度身体障がい者、身体重複障がい者など ・目的:これまで、地域移行を進める際には公な機関で、地域生活を体験することを目的とした仕組みが無いことと、バリアフリー環境が整ったアパートやマンションも未整備なため、本来地域生活の継続が見込める人まで、施設入所の選択肢しかなかった。そこで、緊急対応と日常的な相談の両方を可能とし、当事者相談員による地域生活訓練を同時に行いながら、地域の中で生活体験を重ねることで、地域移行を進め、地域で生活を継続させる事を目的とする。	
	2 バリアフリー改造の必要のないタイプ通過型体験室 ・体制:当事者相談員(常勤)1名 コーディネーター (常勤)1名 ・対象者:軽度身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者など ・目的:これまで、地域移行を進める際には公な機関で、地域生活を体験することを目的とした、地域生活に直結しやすい民間のアパートやマンションを利用する仕組みが無く、本来地域生活の継続が見込める人まで、施設入所の選択肢しかなかった。そこで、緊急対応と日常的な相談の両方を可能とし、当事者相談員による地域生活訓練を同時に行いながら、地域の中で生活体験を重ねることで、地域移行を進め、地域で生活を継続させる事を目的とする。	
48 環境整備	基本方針3(1)-②住まいの場の確保等地域移行支援 自宅からケアホーム、グループホームへ移行する方の訓練等の支援も含めていただきたい。 保護者の高齢化に伴い、ホーム利用希望者が増えている。しかしながら、長年一緒に生活してきたため、十分な訓練期間が必要である。 ケアホーム、グループホーム事業者の安定経営の支援を国に働きかけると共に、仙台市独自の支援の拡充をお願いする。 老人ホームの経営悪化で問題が起きていることを考えると、親無き後の生活の場として、不安定な経営では安心できない。	ケアホーム、グループホームへのスムーズな移行を 図るため、宿泊体験を行う事業があるが、ご意見を 参考に、今後の施策の推進に努めてまいりたい。

No 体系	in <mark>意見</mark>	意見に対する考え方
49 環境整	仙台市の障害者等保健福祉基礎調査によると、知的しょうがい者本人・家族の『将来の不安』では、実	障害のある方の高齢化や住まいの確保については、課題であると認識しており、今後の施策推進の参考とさせていただきたい。
50 環境整備	れている中、障害福祉サービス利用者も増加している。現在日本では、高齢化が進む中、障害を抱えている方の今後の生活の問題が課題となってくる。家族が高齢になってくると、誰が障害を抱えている	多様化する障害への対応や障害のある方の高齢化については課題であると認識しており、障害のある方の自立した生活の実現にむけ、引き続き施策推進に努めてまいりたい。
51 環境整	いて	障害のある方、その家族の高齢化に伴う権利擁護 については課題であると認識しており、ご意見も参 考に障害のある方が安心して生活出来る環境づくり に努めてまいりたい。
52 環境整6 サービ <i>7</i> の充実		今回の意見募集あたっては、印刷物にフリガナを付したり、電子媒体としてホームページから閲覧可能にするなどにより周知を行ったが、ご意見を参考に、今後も検討してまいりたい。 障害のある方の高齢化、生涯を通じた支援については、ご意見を参考に、引き続き関係部局と連携しながら施策推進に努めてまいりたい。

No	体系	意見	意見に対する考え方
	バリアフリー	地下鉄・南北線で行っている精神保険福祉手帳所持者に対する運賃減免を地下鉄東西線の開業後も継続していただきたい。 南北線では、ホーム柵の色、アナウンスの音声を富沢行きと泉中央行きとで区別して、わかりやすくしているが、東西線のホームでも東行きと西行きのホーム柵および案内音声を区別して、わかりやすくしてほしい。	
54	バリアフ リー	市内には、まだまだ歩行エリアに段差、狭くて危険と感じる箇所がたくさんある。住みやすい街という意味で、バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進を是非図っていただきたい。	ご意見については、ひとにやさしいまちづくり条例や、今後策定予定の「仙台市バリアフリー基本構想」に沿って、住みやすい生活環境の整備を進めてまいりたい。
55	バリアフ リー	誰もが生活しやすいまちづくりの推進について これからはユニバーサルデザインが主流になるし、障害の有無に関わらずに誰もが生活しやすくなることは凄くいいと思う。バリアフリー化について、全ての場所がバリアフリーになっていないし、どこの場所がバリアフリーになっているのかという情報が少ないように感じる。スーパーの駐車場に高齢者の方や障害のある方の駐車スペースがあるが、いまだにルールを守れない方もいるようである。 今回の中間案では、障害をもつ方の生活を支えるにあたって必要だと思われる支援だけでなく、家族の支援にも目を向けたり、周囲の人達の理解も得られるような施策を考えたりと、とても身近な目線の計画になっていると感じた。	ると共に、教育や啓発等を通して誰もが住みやすい
56	バリアフ リー	バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進について関心を持った。大学で、前期においてバリアフリーを調べたり、それに携わる方へインタビューを行うなどをしていた。それらを通して、誰もが安心して地域で暮らしていくために、いかにバリアフリーやユニバーサルデザインが大切かということを直接学んだ。そのため、環境・情報のバリアフリー化について賛成であり、少子高齢化などに向け、今後も力を注いで取り組んでいただきたい内容と思う。自立した生活を送るということは高齢者や障害者の方のみということではなく、多くの地域生活を送る住民においても言えることであり、その上でも環境・情報とはとても大切な資源の一つなので、それをいかに活用し、自分の生活の一部とすることができるかが重要になってくる。やはりそういった中で、公共交通機関が生活の中で一番身近で関わる社会資源であると考えられるので、現在開発中の地下鉄東西線などは、開発中だからこそ今までの鉄道や地下鉄での改善すべき点だったところ等を取り入れ改善することができる、というメリットがあることから、より良い公共交通機関となることを期待している。また、そのような環境・情報について具体的な内容、変化を知ることができたなら、一層社会資源について興味、関心を持ち、自分たちの生活する地域の変化を実感しながら地域生活を送ることができると思う。	去にとどまらず、教育や啓発等を通して誰もが住みやすい生活環境の整備を進めてまいりたい。また、地下鉄東西線については、障害者団体等とも意見交換しながら、全ての方々が安全かつ快適に利用していただけるよう整備を進めている。なお、東西線の検討・整備状況については、本市ホームページ内「地下鉄東西線なんでもサイト」にてご確認いただくことができる。(http://www.city.sendai.jp/toshi/touzaisenchousei/gaiyou/index.html)

	4.0	
No 体系	意見	意見に対する考え方
57 バリアフ リー	障害者は、街の活性化と反比例するように、その場所を避けなければならない。もちろん、広域や多数のバリアフリー化の実現は厳しいと分かるし、理想論を述べるつもりもない。せめて、選べるぐらいの店	共施設・民間施設を問わず、一定規模以上の公益 的施設を建築する際には、バリアフリーに関する整 備基準への適合を求めている。また、ハード面だけ でなくソフト面についても、心のバリアフリーを推進 することにより、誰もが住みやすい生活環境の整備
58 バリアフ リー 移動環境	移動の保障について 計画の中で仙台市が捉えている移動の保障は、『道路環境の整備、鉄道駅やバス車両のバリアフリー 化』という言葉で表現されているが、ここには知的しょうがい・重症心身しょうがいの方の移動の保障に ついての考え方が抜け落ちてしまっている。単にバリアフリー化が進められればすべての方の移動が 保障されるというものではなく、それぞれのしょうがい特性に応じた配慮が必要なのである。	物理的なバリアの除去にとどまらず、心のバリアの除去、障害福祉サービスや様々な支援を通し、移動環境の充実に努めてまいりたい。
59 災害対応	被災障がい者の支援について 1. 同窓生にアンケートを行った結果、回答をくれた方の半数以上が被災した後も自宅で過ごされた。今回の震災では自宅の倒壊をまぬがれた方は家が多少壊れても、そこで過ごした方もいた。やはり自宅の方が暮らしやすいのであろうが、津波で家を流された方などもいるため避難所で障がい者も生活できるような避難所のバリアフリー整備を急いでして頂きたい。その方法は3つあると思う。 ①福祉避難所を増やし、そこでのスタッフ体制(人員や運営方法なども決める) ②一般避難所のバリアフリー整備を含め、そこでも障がいによっては個室が提供でき障がい者が避難生活ができるようにする。 ③今回の震災では地震が起きた時間帯が日中活動をしていた時なので施設にいる方は、そこがそのまま避難所になってしまったので今後こういう所は緊急福祉避難所として登録できて福祉避難所並みのサポートが受けられる。 2. 震災で困ったことは多種多様あるが、地域の力で何とか避難生活ができている方はいるが、そういうものがなく孤立している人にとっては県外避難も含め被災地から逃げるか物流などが復旧するまで、ひたすら我慢するしかない。障がい者施設や障がい者団体やボランティア団体など、何かにかかわっていない方は支援を受けることができなかった。これを解決する方法として次のことを要望したい。 ①地域の力として、民生委員・町内会・中学校・高校・大学、それから各支援学校の同窓会や福祉団体や市民団体などが連絡をとって安否確認の段階から支援体制をつくらなければ、もれなく支援することはできない。できる所からにはなるが、早急に体制づくりにとりかかってほしい。	震災時の対応については、ご意見の避難所運営をはじめ様々な課題が明らかになったと認識しており、これらを踏まえ、関係部局が連携して災害時要援護者支援のあり方について検討を行っているところである。また、地域等での支えあいは極めて重要であると認識しており、ご意見を参考に、災害時対応や震災復興に向けた取り組みの推進に努めてまいりたい。

		[
No 体系		意見に対する考え方
60 災害対応	福祉避難所について、利用した方は少なかったが、今後身内がいなくなった時に使いたいなど、期待は大きいし必要性は増してくると思う。そのわりに認知度が高いとは言えない。一方で一般避難所で「あなたは障がい者なんだから、福祉避難所に行きなさい」と言われた方もいた。そこで次のことを要望したい。 ①福祉避難所のことをみんなに知ってもらうために普段から広報してほしい ②福祉避難所だけで障がい者の避難が足りるわけではないのが実際なので、一般避難所でも障がい者が避難生活できることも周知させてほしい 今後の生活での課題は、仮設住宅やこれからできるであろう災害復興住宅が障がい者仕様にできるのかどうかという不満、不安もあるが、自分がいた施設がなくなり行くところがなくなった方や仕事がなくなった方、情緒不安定になった方、介助が必要になった方など様々である。次のことを要望する。 ①一人ひとりの状況が違うので、きめ細かい対応をお願いする。 ②被災した方に対して、ただ「法律がこうなっているからできない」というのではなく、どうしたらできるかということを考えてほしい。	震災時の対応については、ご意見の避難所運営を はじめ様々な課題が明らかになったと認識してお り、これらを踏まえ、関係部局が連携して災害時要 援護者支援のあり方について検討を行っているとこ ろである。 ご意見を参考に、災害時対応や震災復興に向けた 取り組みの推進に努めてまいりたい。なお、被災さ れた方への相談支援等については、引き続き施策 の推進してまいりたい。
61 災害対応	5つのことについて挙げられていたが、仙台市としてより一層強化させ、緊急的に取り組むべき施策や課題であると思っていた。特に(1)震災からの復興施策の推進では、昨年の3月11日の東日本大震災で仙台市の沿岸部をはじめ、宮城県内の沿岸部の広範囲が甚大な被害を受けた。1000年に一度の大	連携して災害時要援護者支援のあり方について検 討を行っているところである。 ご意見を参考に、地域のみなさまのご協力をいただ

	2.0	
No 体系	意見	意見に対する考え方
62 災害対応	震災への対応について 震災を教訓に、安否確認や避難のあり方、適切な情報伝達、被災後の生活支援など、災害時等にお ける障害のある人への支援体制の充実がうたわれていることを歓迎する。 具体的には、①、集団避難が苦手な特性をもつ発達障害のある児童や成人のために、避難所に別の 部屋をつくること、②障害のある人に対応する福祉避難所を大幅に増設することを要望する。 災害時に障害のある人に何らかの支援を提供できるNPO等を「緊急避難所」として認定し、災害時に障 害のある人を支援する幅広い体制をつくることをご検討下さい。 避難所の開設基準が厳しいのが現状です。障害福祉サービスを提供している事業所等を申告にもと づいて災害時の「緊急避難所」として認定してはいかがでしょうか。	震災時の対応については、ご意見の避難所運営を はじめ様々な課題が明らかになったと認識してお り、これらを踏まえ、関係部局が連携して災害時要 援護者支援のあり方について検討を行っているとこ ろである。 避難所のあり方も含め、災害時対応や震災復興に 向けた取り組みの推進に努めてまいりたい。
63 災害対応	震災時の対応について 震災からの復興施策の推進については、震災を教訓として有事の際のしょうがい者支援の充実に向け て記載してある。が、仙台市の今回の震災の反省は『有事の際のサービス提供を事業所の努力任せ にしてしまった』ことではなかったか。であるならば、有事の際のサービス提供事業所へのバックアップ について、より明確に記載してほしいものである。	震災時の対応については様々な課題が明らかになったと認識しており、これらを踏まえ、関係部局が連携して災害時要援護者支援のあり方について検討を行っているところである。 ご意見を参考に、災害時対応や震災復興に向けた取り組みの推進に努めてまいりたい。
64 災害対応	昨年の3月11日に発生した東日本大震災は仙台市にとっても、私たちにとっても学んだことは大きかったと思う。この学びを、今後地震が発生するのではないかと思われている他地方へと伝承していくためにも、仙台市が先頭となって今後活躍されることを願っている。	震災時の対応については様々な課題が明らかになったと認識しており、これらを踏まえ、関係部局が連携して災害時要援護者支援のあり方について検討を行っているところである。 ご意見を参考に、災害時対応や震災復興に向けた取り組みの推進に努めてまいりたい。
65 災害対応	られていると思った。計画内容にあったように、安否確認や避難のあり方、適切な情報伝達、被災後の 生活支援など、災害時における障害者への支援体制で見直す点は数多くあるように思われる。震災な どの混乱した状況の中で、最も支援を必要とする障害者やその家族に支援が行き届かないということ	震災時の対応については様々な課題が明らかになったと認識しており、これらを踏まえ、関係部局が連携して災害時要援護者支援のあり方について検討を行っているところである。ご意見いただいた精神的なケアについては、仙台市こころの絆センターや各区保健福祉センターのほか、様々な関係者の協力を得ながら長期的な支援を行っているところであり、引き続き施策の推進に努めてまいりたい。

	 	
No 体系	in <mark>意見</mark>	意見に対する考え方
66 災害対応	意 震災を踏まえた災害対応の強化について 1、~3.の中に入っているのだと思うが、「福祉避難所」というのがキーワードになると私は思う。今回の 震災で実際にあったケースとして、障害者とは関係ない施設の人が、仙台市から急に福祉避難所とし て開放してくださいと言われた例を耳にした。確かに福祉避難所としてその施設を見ると、個室もあり、割と広いため、活用するには良いかもしれない。しかし、職員はヘルパーと看護師しかおらず、障害に 対しての知識もほとんどない状態であった。結局福祉避難所として開放することはなかったのだが、このような事例からも、福祉避難所の整備として、1.福祉関係(今回の事例は高齢者)の施設における障害者についての教育や、2.いつでも福祉避難所として活用できるようにするための人的な配置(緊急時のみでも良いと思う)、3.実際に福祉避難所として開放した際に、スムーズな支援を行うための勉強会 (ロールプレイ等を含む)を考えるべきであり、今回の計画の中でも強調すべきではないかと考えた。このことについて計画の中で強調し、実際に改善・強化していくことによって、障害者を抱える家族や障害者自身が安心できるだけでなく、福祉避難所を開放する職員も、安心して運営できるのではないかと思う。	震災時の対応については様々な課題が明らかになったと認識しており、これらを踏まえ、関係部局が連携して災害時要援護者支援のあり方について検討を行っているところである。ご意見を参考に、福祉避難所について再検討を行うなど、災害時対応や震災復興に向けた取り組みの推進に努めてまいりたい。
67 災害対応	震災が起きたことで、ますます生活に不安を抱えた方が多くいることが挙げられる。この震災により、ライフラインが止まった状況や交通機関や食糧の問題があり生活環境が変わったことで、障害者に対する支援は行われていたのか。避難所にいた方のほとんどは障害を抱えていない方または家族であったのではないか。震災があり、障害者の方たちはどこで生活を送っていたのか。施設で避難生活をしていない人に関してはどうしていたのか。健常者に対しての支援はされているが、障害者に対しての震災の支援を今後のためにもっと強化していかなくてはならないと考える。被災者の心のケアと言っているが、ケアしただけで終わりではなく、その人がその人らしく地域で安心した生活ができるようにしていかなければならない。	なったと認識しており、これらを踏まえ、関係部局が 連携して災害時要援護者支援のあり方について検 討を行っているところである。 ご意見を参考に、災害時対応や震災復興に向けた
68 災害対応	東日本大震災のような緊急時に対応できるよう、支援が必要な地域住民の把握をすることは重要であり、緊急時には地域住民同士での共助が必要不可欠だと考える。現在は地域の繋がりが希薄化し、高齢者世帯や障害者の方がいる世帯がどこにあり、どの住民が支援を必要としているのか分からないといったことが多いと思う。実際に私の地域では震災の時、水を補給しに行くことができない高齢者世帯において町内会役員が支援を行っていたが、役員の方も高齢であるということや水が出るまでの期間中ずっと支援をしていたため、大変だったという話を後から耳にした。このことから民生委員や町内会役員だけが支援を必要とする住民の把握をするのではなく、地域住民の繋がりを深め、住民同士で助け合う必要があると考える。一人暮らしの高齢者世帯や障害者の方がいる世帯などを明らかにするということは、個人情報の保護があり、配慮しなければならないため難しい問題ではあると思うが、住民同士で情報を共有できるネットワークが重要なのではないか。同じ地域に支援を必要としている人がいるということを近隣住民が把握していれば、民生委員や町内会役員だけではなく地域住民同士で助け合うことができるのではないかと思う。普段から交流がなければ緊急時に対応することは難しいため、日常生活におけて交流を持つことで関係を築き、緊急時に対応できるようにしなければならないと考える。また、避難所のあり方や運営方法、避難活動、安否確認、情報伝達方法、地震ハザードマップなどの情報や民生委員や町内会などの活動内容を地域住民に理解してもらうためにPR活動などを行い、情報を発信していく必要があると思う。さらに、主な施策の内容をもつと具体的に記した方が理解しやすく、市民が興味・関心を抱くような示し方をすることでさらに良いものになるのではないかと思った。	なったと認識しており、これらを踏まえ、関係部局が 連携して災害時要援護者支援のあり方について検 討を行っているところである。 ご意見いただいた地域における住民どうしのつなが りについては、普段からの交流が大切であると考え ており、地域における相互交流促進に努め、共助の 取り組みにつなげてまいりたい。

No 体系	意見	意見に対する考え方
69 災害対応	震災からの復興施策の推進の計画・推進方法に賛成である。今回の震災で健常者でも相当な苦労が強いられた中、障害者の方はより過酷な状況であったと思う。いつ、また自然災害が起こるか分からない今、一市民として、障害者の方もよりよく生活する「権利」を保障されるべきと考える。また今回震災が発生し、近隣住民との交流の必要性が問われたと思う。障害関係なく、災害等の対策の1つとして、近隣関係との繋がりを深めるような施策を講じたほうがいいと思う。それにより、地域で暮らす障害者の市民理解をも深まっていくのではないか。	震災時の対応については様々な課題が明らかに
70 災害対応 理解促近		震災時の対応については様々な課題が明らかになったと認識しており、これらを踏まえ、関係部局が連携して災害時要援護者支援のあり方について検討を行っているところである。ご意見を参考に、災害時対応や震災復興に向けた取り組みの推進に努めてまいりたい。なお、被災事業所への支援については、引き続き取り組んでまいりたい。
71 災害対応理解促進		連携して災害時要援護者支援のあり方について検討を行っているところである。 ご意見いただいた市民の障害理解については、普段からの交流が大切であると考えており、地域における相互理解の推進に努めてまいりたい。

		[ATT =]
No 体系	意見	意見に対する考え方
72 就労支援	就労支援体制の推進について、私はいち早く検討し、実行して欲しいと考える。 私は児童養護施設で実習を行い、18歳になり進路のことを考えていた子どもがいた。その子は、障害を抱えていた。就職も希望とするところが障害者を受け入れてくれず、その他障害者の求人がなかなか見つからず、自立することが難しくなっている。児童養護施設には、年齢制限があるためずっと入所していられず、居場所がなくなる。その子どもには、頼れる人が身近にいないため障害者が少しでも、自立できるように企業の提供を求める。企業にも、障害者を雇うことで、社会福祉士などの人材を義務化すれば、福祉に進む人材が増えると考える。 働けても障害者の給料は、とても生活できる給料ではないのが現実で、就労支援施設などの施設でも障害者の手取りがとても少なく、生活するのには難しいと考える。その点でも、見直しを行ったほうがよいと考える。	就労支援体制については、福祉的就労の充実と共 に、一般就労へ向けた企業等への啓発の推進を 図ってまいりたい。
73 就労支援	就労状況として「福祉的就労が多く、収入に対する不満も多くある」とあるが、障害者の低賃金問題はよく耳にする。自立した生活には、経済的自立が不可欠であるため、賃金を上げることは不可能なのか。また、福祉的就労から一般就労へと移行するための対策として、キャリアアップの機会などが多くあれば良いのではないか。	施設での工賃アップや一般就労への移行に向けた 取り組みの充実を図ってまいりたい。
74 就労支援	就労移行支援事業や就労継続支援A型を利用する知的障害者が一般企業に就職できるようにジョブコーチを強化し、雇用の場の開発や訓練等関係機関の連携を図っていただきたい。	ご意見も参考に、支援者の支援力向上をはじめ、一 般就労への移行及び定着に向けた取り組みを進め てまいりたい。
75 就労支援 現状	障害者を取り巻く現状及び課題(障害者等保健福祉基礎調査)(2)就労に関する取り組みについて知的障害のある方の現状から、就労及び賃金などに対する不安や不満、一般就労が少ない実態が示され、その対策として就労移行支援や就労継続A型事業利用の拡大が挙げられているが、一般就労が現実的に困難な現状は明らかな中では、就労継続A型事業の限られた利用枠での対応のみが実質的な就労対策としか取れないように見受けられる。一般企業に向けた知的障害者雇用の直接的な行政主導での働きかけを行う計画を組み入れることが必要ではないか。また、現在は新たな就労継続B型事業所の設置は認めないとしているが、一般就労や就労継続A型には行けない能力の方が多い実態を理解され、入所施設利用者の地域移行のための対策としても就労継続B型事業所の新規設置をご検討いただくことが必要と考えます。B型事業所を土台にしたA型への発展を期待することも含めれば、結果的に就労継続A型事業の増加により、知的障害者の就労における課題の改善にもつながると考えられる。	ご意見を参考に、障害のある方の就労の機会と場の提供の拡大に努めてまいりたい。なお、新たな就労継続B型事業所の設置は認められており、入所施設と就労継続B型事業所の併設が認められていないものである。
76 社会参加	基本目標で「生きがいをもって社会で活動・参加する」や、その基本方針で、障害程度・特性に応じた、スポーツ、レク、文化、芸術活動の参加を推進と示されていることについては、非常に良いことかと思われるが、例えば知的障害者を対象にした余暇活動について、現在は一般的に軽度とよばれる障害者を対象に実施されているように思われる。当施設にも、レクリエーション活動の案内は頂戴しているものの、実際に参加できるような内容のものは決して多くはない。具体的な活動内容の改善等というよりは、付き添いのヘルパーやボランティアの確保・提供を行うことや、「自分(うちの子)も行っていいのだ」という、重度の方でも安心して参加できる余暇活動の提供方法・受入れ姿勢を示していっていただければと思う。重度の方は、初めから諦めている現在の状況を、ぜひ変えていければと願う。	ご意見は、今後の施策推進の参考とさせていただきたい。

No	体系	意見	意見に対する考え方
77 -	サービス の充実	障害福祉サービスの数値目標について (1)入所施設から地域生活への移行 施設入所者を平成17年10月から比して平成26年度末に40%減とする旨が示され、その方法として グループホームやケアホームへの移行が上げられているが、グループホーム制度が実施されてから、 ある程度の支援を受ければ地域生活が可能となる方から移行が進み、地域生活の難しい方々が残っ ている中で、障害者自立支援法により、グループホーム世話人の配置が入居者4人に1人だったもの が、ケアホームの名称で入居者6人に1人の世話人、グループホームに至っては入居者10人に1人の 世話人配置となって格段に支援が薄くなっている実態を踏まえて、地域生活の際に十分な量と質の支援が提供されるための対策が示されることが必要である。 また、地域生活へ移行してからの活動場所としても、就労継続B型事業所の増設が必要ではないか。	ご意見も参考に、必要なサービス量の確保に努めて まいりたい。
	サービス の充実	「就労」「地域生活移行」について、具体的な目標数値も示されていたが、数値達成だけでは根本的な解決にはならないと思う。大切なことは移行した方の生活の質が向上することであり、それが定着出来るようなソフト面、ハード面双方の具体的な支援、充実を図っていただきたい。特に住まいの場の確保・地域への理解推進、世話人等人材の整備について公的援助は不可欠と考える。	
	サービス の充実	地域での自立した生活に向けての取り組みに従事することは理解したが、施設での生活についても目を向け、障害特性にあわせた柔軟なサービスを検討した方がよいのではないか。	入所されている方々のニーズに沿ったサービス提供 がなされるよう支援してまいりたい。
	サービス の充実	基本方針に「サービスの充実と質の向上」とあるが、今現在当事者やその家族が今あるサービスに対しどういった評価をしているのか、またニーズにはどういったものがあるのか、実態調査の結果等も明確になることで、サービスの質の向上にも繋がるのではないだろうか。また、サービスの充実をうたっているが、財政状況を視野に入れた場合、可能であるのか不安に感じた。	サービス利用者やその家族の実態把握については、継続的な調査を行ってきているところであり、今後もサービスの質の向上に努めてまいりたい。
	サービス の充実	大まかな施策等に対しては特に意見等もなく良いと思うが、それをどのようにして実行していくかの、具体的な方法が無いと絵に描いた餅と同じで、これまでと何ら変わらない支援しかできないように思われる。 今回の中間案には記載されていないが、障害程度の判定基準等、机上の論理ではなくて、サービス事業書も利用する利用者の方も、納得できる判定の基準が必要に思う。実際に支援していない、障害を理解していない方が、決めているとしか思えない判定結果が多々見られる。	後とも障害のある方や支援いただいている方の意 見を取り入れながら、適切な運営に努めてまいりた
	サービス の充実	計画・中間報告の中で、とにかく施設入所者を減らすことに目標設定している部分があるが、利用者の方は、入所支援を必要とする人、グループホームでも大丈夫な人、入所支援から地域に出たとしても、心身の状況から入所支援が再度必要になる方、まして支援学校を卒業する方は毎年いるわけであるから、施設入所者をただ減らすことを目的に入れるのは、学問としての福祉を優先しており、実際に支援される利用者の方・支援者を考えていないように思われる。	

No	体系	意見	意見に対する考え方
83	人材育成	人材育成について 施設や親元からの地域での自立生活を計画的にすすめるためには、その受け皿を地域に作っておかなければならない。その中でも重要なのが自立生活をその入口の部分と継続的な地域生活の生活支援の両面で支える組織と人材育成のシステム作りである。当事者による地域支援の有効性は既に各障がい分野において立証されており、地域生活支援においては欠かせないファクターである。	ご意見も参考に、本人活動やピアカウンセリングの 充実、協議会や審議会等の委員として障害のある 方の意見の反映等、引き続き自主的に活動できる 場の充実を図ってまいりたい。
		当事者組織の育成 主に身体障がい者中心で設立された自立生活センターは、権利擁護機関、相談支援組織、サービス 提供組織として機能している。知的障がい者については障がい者福祉センターにいる知的障がい者の ピアカウンセラーがあり、権利擁護活動や相談支援機関としてある程度機能しているが、サービス提供 事業体としては機能していない。精神障がい者については、当事者集団やピアサポート組織が、やは り相談支援や権利擁護、生活支援を行っているが、全市的な支援網とはなっていない。 そこで、当事者の育成とシステムづくりを、活動資金も含めて公的な支援が求められる。特に、事務所 運営資金、職員費用等の運営補助が必要である。 現在のリソースも活用しながら、特にピアカウンセリング、自立生活プログラムを実施することが求めら れよう。	
		以上をふまえると、全ての人材養成・研修カリキュラムを、当事者の意向を入れた形で再構築することが必要である。そして、新しい当事者中心の支援システムの中で、自立生活体験室などの移行機関の利用と、ピアカウンセリングやILPが受講できるシステムを、障がい当事者と専門職とで協働して作り上げていく必要がある。	
		私達は、よく"自立しなさい"と言われる。しかし、自立とは何か。私は、自立とは、身体的な自立だけではないと思う。「~をやりたい」「~をしたい」「~と思う」と自分の意見や意思を表明できることも立派な自立だと思う。障害が重度であっても、自立してないとは必ずしも言うことができないのではないか。どんな人であっても、他人の会話を聞いて楽しんだりする権利が誰にでもある。障害の有無に関わらず、私達は"住み慣れた地域で暮らしたい"と思うのは当然のことである。地域の通所施設等に通所することで、家族の生活が成り立つのである。しかし、施設の中では、ある程度プログラムが決まっている。そのため、やることがある。けれども、施設降所後、在宅で過ごす時間に何もすることがないのでは意味がない。施設で取り入れたプログラムの一つでも在宅で活かせるように支援していくことが大切なのではないだろうか。利用者を取りまく環境やニーズが変化するのと同様に支援者側も視野を幅広く持ってなければならない。支援者側自らの思い込みや先入観で事実と異なる思い込みをしては正しい判断はできない。こうした状況の中、研修等で最新の支援の方法を学ぶことはとても大切なことである。また、上司に意見を求めることも大切な要因の一つである。支援は一人では出来ない。連携や協働が必要なものである。	福祉総合センター,北部および南部発達相談支援センター)、各区における障害者総合相談の窓口や相談支援事業所など、多様な障害に対応できるよう相談機能の充実を図ってまいりたい。

No	体系	意見	意見に対する考え方
	精神の施	・「仙台市障害者保健福祉計画 第3期仙台市障害福祉計画」の「計画策定の趣旨等」により、仙台市の障害者保健福祉計画の意義が理解できた。 ・「現状・計画の進捗等」からは、仙台市が課題と考えている事柄がよく分かった。 ・「精神障害者への施策の充実」に関してですが、精神障害者が地域で自立した生活を送るためには、やはり「雇用」の問題が大きいと思う。また、経済的な余裕が無く、住む住居を確保することができないという問題も日々感じている。そのための、対処(手当て、雇用の増進等)を考えていただきたい。 ・精神障害を患う人が増えているという問題からも、「予防」という視点からの精神障害者支援が必要ではないか(職場でのうつ病発祥など)。また、精神症状が重篤にならないうちに、発見し、適切な機関・専門職につなげるというシステム作りも必要だと思う。見守り体制の構築に加え、「住民の精神障害への偏見」を解消するような活動を希望する。「自分ではない"他人"が精神障害になる」という考えではなく、「誰しも、精神障害を患う可能性がある、皆で取り組むべき問題・課題である」ということを共有できる場が必要だと思われる。 ・「権利擁護」という概念は、住民(障害者も含む)にうまく伝わっていないような気がする。今後の、啓発活動に期待している。「権利擁護」という言葉が、堅く難しい印象を与えてしまうと思う。親しみやすいネーミングを考えてみてはどうか。 ・精神障害者への支援には、その家族の存在が大きく影響してくると思われる。精神障害者の家族の団体の活動を広く進めるはたらきがけを期待する。 ・「仙台市障害者保健福祉計画等(中間案)」に対する皆様の意見を募集します」 (http://www.city.sendai.jp/fukushi/shogai/keikaku/1201086。1719.html)のページが、サイト内で見つけにくかった。もっと、アクセスしやすいところ(誰の目にも留まる所)に表示して頂きたい。	ご意見いただいた精神障害のある方に対する施策については、重点プロジェクトとして掲げ、各施策体の推進に努めてまいりたい。また、ホームページについては、今後、工夫してまいりたい。
86	施策の重 点化	何度も「本市財政が年々厳しさを増す中」という表現があったが、我々の不安を煽る表現ではなかろうか。本計画の実現のためには、予算の確保が最も重要だと思われる。安定した、充分な額の予算の確保を実現していただきたい。	
87	その他	私の住む地区は農業振興地域として指定されており、農業従事者がたくさん住んでいる。古くからの農家が多く、子供は農業を見て手伝いながら成長する。ところが、米作りをしている農家の家族はみんな腰痛(椎間板ヘルニア)に悩まされている。これは、農作業の内、秋の収穫時作業、米の袋詰めと積み上げ作業が原因だと思っている。秋には30kgの米袋に玄米や精米を入れて数百個倉庫に積み上げる。米俵のころからの古くからの作業である。私の家族全員椎間板ヘルニアを患っており、親戚も近所の農家の人もみんなヘルニアで悩んでおり、みんな腰痛緩和ベルトをしながら、農業を行っている。痛みに耐えながら行う作業には将来の不安がつきまとう。市内の他の地区にあるような、ライスセンター(米の格納場所)があれば、田んぼで収穫した米をトラックでそのまま運んで自動で精米までできるため、腰痛になることが無くなると聞いたことがある。積み込みも機械で行う。椎間板ヘルニアでも、障害者認定には至らず、この腰の痛みは一生続くのに障害者でないなら何か?根本的な改善ができない・・・と悩んで、離農する農家が増えている。 重い荷物を運ばなくても済むように、私の地区にもライスセンターの建設をお願いしたい。何とか米作り農家がゼロになる前に、建設をお願いしたい。認定されない身体障害者の意見である。	いただいたご意見は担当部局に伝達させていただく。

No	体系	意見	意見に対する考え方
88	その他	・重点プロジェクト(1)震災からの復興施策の推進(p18) 被災による生活環境の変化等に伴う精神面の不安に対する「こころのケア」について対応を強化する、という項目に対して現在避難している仮設住宅を中心に生活不活発病防止のためのスポーツ・レクリエーション活動や軽運動のプログラム提供を行っていきたいと考えている。 ・重点プロジェクト(2)障害児への支援の充実(p18) 就学以降の健やかな成長と生活能力の向上等を図るため、放課後等デイサービスなどの放課後の居場所づくりを推進するなど、障害のある子どもとその家族への支援の充実を図っていきます。と項目にあるように地域における障害児へのスポーツ・レクリエーション活動の支援を行っていきたい。 ・重点プロジェクト(3)就労支援体制の推進(p18-19) 項目にあるように福祉的就労から一般就労に移行した後、就職後の余暇活動の促進、推進のためスポーツ・レクリエーションプログラムを提供したい。 ・重点プロジェクト(4)精神障害者への施策の充実(p19) 精神障害のある方への地域移行支援によるスポーツ・レクリエーションの場を提供したい。 ・重点プロジェクト(5)障害の重度化・多様化への対応の強化(p19) 発達障害や高次脳機能障害を含め多くの障害者の方々に楽しんでいただける「ユニバーサルスポーツ」のプログラムを提供していきたい。	
89	その他	・基本方針2 生涯にわたり地域での生活を支援する体制の充実(p20-21) 「(4)保健・医療の推進②健康づくりの推進」の項目に従い、健康づくり→レクリエーション活動→スポーツへと発展でき、興味を持てるプログラムを展開したい。 ・基本方針4 就労や社会参加による生きがいづくり(p22-23) 「(3)スポーツ・文化・芸術活動への支援①スポーツ・レクリエーション活動の促進」に従い、障害者全体へ活動を促進し、生活・活動の幅を広げていきたいと思います。しかし、第1期保健福祉計画では、8項目にわたり障害者スポーツスポーツ・レクリエーション活動推進を掲げていたため、第3期保健福祉計画でも引き続き「レクリエーション活動の推進」「健康を維持する環境づくり」は入れてもらいたい。 ・基本方針5 サービスの充実と質の向上(p23-24) 「(2)人材の育成・確保」に関して、現在当協会で育成している仙台市障害者スポーツ指導員、スポーツボランティアネットワークを引き続き育成し、各地域の関係機関や障害者福祉センターと連携し、ボランティアのスポーツ・レクリエーション・健康づくり等幅広い分野において活用したい。 ・前地域生活支援事業との見込み量(p29) 「i スポーツ・レクリエーション教室開催事業」の参加見込み人数は、平成24年度4,171名、25年度4,242名(前年度より71名増)26年度4,315名(前年度より73名増)となっており、協会としては、普及が遅れている障害児や精神障害、重度障害者の参加を呼び掛けていきたい。	境づくり」については具体的な事業として掲載する予 定である。

No	体系	意見	意見に対する考え方
90	その他	「基本方針4 就労や社会参加による生きがいづくり」について 自立訓練(機能訓練)事業では、活動を通じて、地域生活を営む上での困難性を改善しつつ社会参加 への生き甲斐の醸成を図り、自己実現達成に向けた支援を目的としている。そのため、利用者が「就 労」や「復職」を目指そうとする場合は、その目標達成に向けた支援を行っているため、今後も仙台市 障害者保健福祉計画に基づき、障害者相談支援事業所などの関係機関と連携を図りながら事業を展 開していく。	ご意見をいただき感謝申し上げる。 介護保険等関連する事業者との連携についても、 引き続き推進してまいりたい。
		「基本方針5 サービスの充実と質の向上(日中活動系サービス)」について 仙台市障害者保健福祉計画の策定に併せて、その計画推進に向けての課題等を精査しながら、障害 福祉サービスの質の向上・人材の育成や社会参加の促進を図っていかなければばらない。このため、障害者福祉センターがより機能と役割を果たすために、関係行政機関や各種支援事業所、住民組織団体、地区民生児童委員協議会などと連携しながら、在宅障害者の生活課題に対するきめ細かな事業を展開していく必要がある。 特に、介護保険第二号の中の障害のある方に対する日中活動の場の提供について、基本的なニーズが充足されるよう、年齢層や障害に特化したコミュニティや活動の場が提供されることが期待されている。どの地域に住んでいても必要なサービスを選択し利用できる環境整備が望まれる。	
91	その他	基本方針2(1) 相談支援体制の強化 ① 相談支援体制の整備(17ページ) ・【意見】「障害者相談員との連携強化」を追加願う。 →地域における連携体制において、当事者相談員である障害者相談員との連携も必要であるため。 (2) 震災を踏まえた災害対応の強化(19ページ) ・【意見】次の項目を追加願う。 「災害時におけるボランティア支援の体制づくり」 災害時や復興に向けた取り組みの中で、障害のある方の情報保障や移動支援を円滑に進めるため、点訳・朗読・手話・要約筆記奉仕員やガイドヘルパーなどの普段の活動を災害時にも生かせる体制づくりを進めます。	具体的な事業として掲載する予定である。
		(3)スポーツ・文化・芸術活動への支援(20ページ) ② 文化・芸術活動の促進 ・【意見】「福祉まつり「ウエルフェア」を中心とした」の文言を追加願う。 →福祉まつり「ウエルフェア」では音楽等の活動成果の発表も行ってきたが、参加団体数が増えてきたため、商店街等の協力を得ながら会場を拡大する必要がある。 また、障害のある方の芸術活動を向上させるためのコンサートや展覧会等の開催も必要。	

(4系	22 その他 基本方針1 自立に向けた市民理解の促進と権利義護の推進(P19「v 施策の展開」より) (1) 市民理解と相互交流の促進 計画連減に同けた保別を担えるように、施設内他法人や近隣施設や町内会等と協力しながら、地域の子ともたらを中心に、心のパリアプリー向けた取り組みを実施していきたい。 (2)相互理解と反流の促進 計画連減に同けた役割を担えるように、施設内他法人や近隣施設や町内会などと協力しながら、引き続き障害者書間事業に取り組むとともに、社会参加の更なる促進を図るためにも、障害者団体の発表の場や相互の交流の出来るような取り組みを実施している。 基本方針2 生涯にわたり地域での生活を支援する体制の充実(P20「v 施策の展開」より) (1)相談支援体制の強化 (2)解表型に対する支援の充実 南部発達相談支援センター開設に伴い、他の障害者関連専門機関とのよりタイムリーな連携を図りたい。 (2)障害児に対する支援の充実 ①際書門とその家族への支援 障害別の親の旅育負担を格域できる体制として、児童デイサービスやヘルパー等の利用幅拡大についての統計が求められている。 (3)教育環境の充実 特別支援学校への高学について、重度心身障害児(医療的ケア等)のスクールバス乗車が認められない現状にあり、家族の負担が大きい、スクールバス乗車が可能な体制の検討が求められている。 (3)原書特性等に対応した支援の充実 (3)原書特性等に対応したと逆の充実 (3)原書特性等に対応したも別な支援 障害者福祉センターとして、近後の充実 (3)原書特性等に対応した特別な支援 障害者福祉センターとして、高次監機能障害者等の除害に対する適切な支援ができるよる取り組分でし、次との外域に応じた通切支援 関語者相談とフターとして、高次監機能障害者等の除害に対する適切な支援ができるよる取り組分でし、大きのを強し、障害者に対する適切な支援ができるよる取り組分でいる。高次監機能障害者活動団体情報ガイド等の作成、地域イベントの参加収進等、障害者が出めていて、法のの環境等と対域では活くできるよるのとは、では、高次監機能障害者活動団体情報ガイド等の作成、地域イベントの参加収進等、障害者が出めていて、活動のなど、と述れの対域では活していための環境を関 (2)性まいの関係ではできるよる取り組分を行う援 障害者に対すができるよう取り組みを行うと、原言者が動団の体情報ガイド等の作成、地域イベントの参加収進等、障害者が出来が行き接触。 (2)世末の原内によりでは対域では対していためのサポートや社会資源の充実に向けた取組みを図っていく、第4年代間が表現を指していための場所を対していための対域では近くできるよりが表別を行うました。対域では対していための対域では対していための対域では対していための対域では対域では対していための対域では対していための対域では対していための対域では対していための対域では対していための対域では対していための対域では対していための対域では対していための対域では対していための対域では対域では対していための対域では対しな対域では対していための対域では対していための対域では対していために対していための対域では対域では対しないなが対域では対域では対していための対域では対域では対していための対域では対域では対域では対域では対域では対域では対域では対域では対域では対域では			
(1)市民理解と相互交流の促進 計画速収に向けた役割を担えるように、施設内他法人や近隣施設や町内会等と協力しながら、地域の子どもたちを中心に、心のパリアリー向けた取り組みを実施していきたい。 ②相互理解と交流の促進 計画速取に向けた役割を担えるように、施設内他法人や近隣施設や町内会などと協力しながら、制度 構造電音者週間事業に取り組むとともに、社会参加の更なる促進を図るためにも、障害者団体の発表 の場や相互の交流の出来るような取り組みを推進している。 基本方針と 生涯にわたり地域での生活を支援する体制の充実(P20「V 施策の展開」より) (1) 相談支援体制の恋化 ②多様な専門相談機関の恋実 南部発達相談支援センター開設に伴い、他の障害者関連専門機関とのよりタイムリーな連携を図りたい。 随書児に対する支援の充実 (「障害児とその家族への支援 膵書児とその家族への支援 膵書児の歌の僚育負担を軽減できる体制として、児童デイサービスやヘルパー等の利用幅拡大についての検討が求められている。 (3)教育環境の充実 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(1)市民理解と相互交流の促進 計画達成に向けた役割を担えるように、施設内他法人や近隣施設や町内会等と協力しながら、地域の 子どもたちを中心に、心のパリアフリー向けた取り組みを実施していきたい。 ②相互理解と交流の促進 計画達成に向けた役割を担えるように、施設内他法人や近隣施設や町内会などと協力しながら、引き 競き障害者週間事業に取り組むとともに、社会参加の更なる促進を図るためにも、障害者団体の発表 の場や相互の交流の出来るような取り組みを推進していく。 基本方針2 生涯にわたり地域での生活を支援する体制の充実(P20「v.施策の展開」より) (1)相談支援体制の強化 ②多様な専門相談機関の充実 南部発達相談支援センター開設に伴い、他の障害者関連専門機関とのよりタイムリーな連携を図り たい。 (2)障害児に対する支援の充実 (1)障害児とつの実施への支援 障害児の初級者負担を軽減できる体制として、児童ディサービスやヘルパー等の利用幅拡大についての検討が求められている。 (3)教育環境の充実 特別支援を収への通学について、重度心身障害児児医療的ケア等)のスクールバス乗車が認められない現状にあり、家族の負担が大きい。スクールバス乗車が前能な体制の検討が求められている。 (3)障害特性等に対応した特別な支援 険害者福祉センターに対した支援の充実 (1)障害特性等に対応した特別な支援 険害者福祉センターとして、高次限機能障害者等の障害に対する適切な支援ができるよう取り組んでいく。 ②心身の状態に応じた適切な支援 陵害者福祉センターとして、高次限機能障害者等の障害に対する適切な支援の害者福祉センターとして、高次限機能障害者等の障害に対する適切な支援の害者格社センターとして、高次限機能障害者等の障害に対する適切な支援の害者に向けて、関係機関などの協力のもとに、障害特性に関する知識や対応方法などの勉強会を推進し適切な支援ができるよう取り組んでいく。 基本方針3 誰もが安心して地域で生活していくかの労成者等等の障害に対する適切な支援の害者に向けて、関係機関などの協力のもとに、障害特性に関する対域を対応方法などの勉強会を推進し適切な支援ができるよう取り組んでいく。 基本方針3 誰もが安心して地域で生活できる環境の整備(P21「v.施策の展開」より) (1)地域で生活していくための環境等機合	No 体系	意見	意見に対する考え方
	ワーク会議等顔の見える関わりの中で地域が抱える課題解決に共に取り組むとともに、大規模災害に		(1)市民理解と相互交流の促進 ①市民理解の促進 計画達成に向けた役割を担えるように、施設内他法人や近隣施設や町内会等と協力しながら、地域の子どもたちを中心に、心のパリアリー向けた取り組みを実施していきたい。 ②相互理解と交流の促進 計画達成に向けた役割を担えるように、施設内他法人や近隣施設や町内会などと協力しながら、引き続き障害者週間事業に取り組むとともに、社会参加の更なる促進を図るためにも、障害者団体の発表の場や相互の交流の出来るような取り組みを推進していく。 基本方針2 生涯にわたり地域での生活を支援する体制の充実(P20「v.施策の展開」より) (1) 相談支援体制の強化 ②多様な専門相談機関の充実 南部発達相談支援センター開設に伴い、他の障害者関連専門機関とのよりタイムリーな連携を図りたい。 (2)障害児に対する支援の充実 ①障害児の対の表育負担を軽減できる体制として、児童デイサービスやヘルパー等の利用幅拡大についての検討が求められている。 ③教育環境の充実 特別支援学校への通学について、重度心身障害児(医療的ケア等)のスクールバス乗車が認められない現状にあり、家族の負担が大きい。スクールバス乗車が可能な体制の検討が求められている。 (3)障害特性等に対応した支援の充実 り障害者福祉センターとして、高次脳機能障害者等の受入れやサービスの提供に関して、受入れ体制(看護師の検教配置)を整備し、障害者の社会参加の確保を図っていく。 ②心身の状態に応じた適切な支援 障害者福祉センターとして、高次脳機能障害者等の障害に対する適切な支援に向けて、関係機関などの協力のもとに、障害特性に関する知識や対応方法などの勉強会を推進し適切な支援ができるよう取り組んでいく。 基本方針3 誰もが安心して地域で生活できる環境の整備(P21「v.施策の展開」より) (1)地域で生活していくための環境整備 ②住まいの場の確保等地域移行支援 障害者の自主活動サポート相談窓口の設置や障害者活動団体情報ガイド等の作成、地域イベントの参加促進等、障害者が地域で生活していくための環境を構築。 地域における課題の把握や大規模災害等に備えた更なる関係性の構築、近隣地域イベント、ネッケフク会議等額の見える関わりの中で地域が抱える課題解決に共に取り組むとともに、大規模災害に地域における課題の把握や大規模災害等に備えた更なる関係性の構築、近隣地域イベント、ネッケアク会議等額の見える関わりの中で地域が抱える課題解決に共に取り組むとともに、大規模災害に	ご意見については今後の施策推進の参考とさせていただく。